

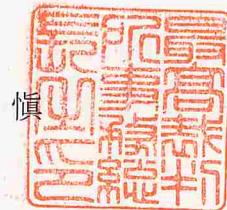
最高裁秘書第5385号

令和元年11月14日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、最高裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

平成30年11月22日の参議院法務委員会に関する国会答弁資料のうち、
裁判所の所持品検査に関するもの

(2) 苦情の申出がされた日

平成31年3月25日付け（同月26日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第53号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）